

○笠井委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の会議に品田委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第30号、旭川市内医療機関における外国人観光客対応を含む医療費未払い問題への対応と条例制定についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○菅原委員 判断できます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○高見委員 判断できます。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 判断できます。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 判断できます。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 判断できます。

○笠井委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、陳情第30号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○菅原委員 陳情第30号の旭川市内医療機関における外国人観光客対応を含む医療費未払い問題への対応と条例の制定についてであります。自民党・市民会議といたしましては、陳情者の願意に沿い難いものと判断し、本陳情につきましては不採択とすべきと考えます。

以下、簡潔に理由を申し上げさせていただきます。

市立病院以外の医療機関は独立した運営であり、市として一律に情報収集、公表を求めることには限界があると考えます。また、未払いの内訳公表は個人情報への配慮が必要であり、外国人対応についても国の所管事項が多く、市単独の対応は困難であります。さらに、事前保証の徹底は医療現場への負担も懸念されます。

以上を踏まえ、現時点での条例制定を含めた対応は難しく、本陳情は不採択と判断いたしました。

以上でございます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○高見委員 陳情第30号でありますけれども、民主・市民連合会派といたしましては、いずれも旭川市が必要な措置を行っているため、願意に沿い難く、不採択といたします。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 陳情第30号、旭川市内医療機関における外国人観光客対応を含む医療費未払い問題

への対応と条例制定についての会派の判断についてであります。まず、結論から申し上げますと、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては不採択と判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げます。

まず、本市における医療費未払いの実態についてであります。過日、市立旭川病院における令和7年4月1日から令和8年3月2日までの実績を確認しましたところ、未払い件数810件に対し、外国人によるものは僅か1件であり、未払い金額においても総額約5千73万円のうち、外国人の分につきましては3千240円にすぎないということが確認をできたところでございます。未払い額全体に占める外国人の割合は、率にしますと約0.06%と極めて限定的であり、陳情の要旨にある外国人観光客等による未払いが病院経営を圧迫しているとの主張は本市の実態とは大きく乖離していると言わざるを得ません。

次に、国の動向についてであります。悪質な未払い事案に対しては、既に国において令和8年4月1日より1万円以上の未払い情報を入管当局として共有し、再入国の審査を厳格化する仕組みが導入されております。このような国家レベルでの実効性のある水際対策が既に講じられている中で、本市独自に特定の属性を対象とした条例を制定する必要は極めて低いと考えているところであります。

さらに、多文化共生社会の推進という観点からの懸念であります。医療費未払い問題の本質は、国籍を問わない支払い能力や制度理解の課題であり、特定の属性のみを抽出して公表や管理を求めることは特定のグループに対する不当な偏見や差別を助長するおそれがございます。これは、観光都市として多様な来訪者を歓迎し共生社会を目指す本市の姿勢、ひいては現在の社会の流れに逆行するものであると考えているところでございます。

以上の理由から、公明党会派として、陳情第30号につきましては不採択と判断させていただきました。

以上です。

**○笠井委員長** 日本共産党。

**○石川厚子委員** 日本共産党は陳情第30号、旭川市内医療機関における外国人観光客対応を含む医療費未払い問題への対応と条例制定について、願意に沿い難いと判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

陳情者は、未払い医療費が積み重なれば市立旭川病院のみならず、市内主要医療機関の経営を圧迫し地域医療体制の維持が困難になるおそれがあると述べておりますが、市立旭川病院に確認いたしましたところ、今、公明党さんからもありましたように、未払い840件のうち外国人によるものは1件のみであり、これが経営を圧迫するとは到底考えられません。外国人という特性を持って高額未払いが深刻化するというのは、排外的な主張を強める可能性が高まります。

よって、陳情第30号は採択すべきでない判断します。

**○笠井委員長** 旭川市民連合。

**○植木委員** 陳情第30号につきまして、旭川市民連合としまして、願意に沿い難く、不採択と意見を申し述べさせていただきます。

端的にお話をさせていただきます。

先ほど来もありましたけれども、実態としまして、こちらについて外国人の方が特段件数が多い

というような実態はなく、圧倒的に日本在住の方のそういった件数が占めているということになっており、それぞれ事情があつてのこともあり、今回の内容につきましては、こちらのほうについてそぐわないものと判断しております。

また、新宿区の例がありましたけれども、こちらについては長期在留外国人の方の国民健康保険料の未納の問題であろうかと判断いたしました。誤認があるのではないかと考えております。

また、こちらの部分で条例の制定の実効性ということでもありますけれども、外国人の方の保険加入義務化、入国審査との連動という部分に関しましては国の専管事項だということでもあります。旭川厚生病院、赤十字病院など、私立の機関に対して責務を課すということは、条例として範囲を逸脱している可能性があり、法的な問題を含むものであるというふうにも判断するところであります。

また、今年度、令和8年度から、医療費未払い情報の登録基準を1万円以上に引き下げるという運用になっておりますので、この部分についても実施が進んでいるところでありますので、ただいま述べました様々な観点から、願意に沿い難いと判断させていただきました。

以上です。

○笠井委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第30号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○笠井委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第30号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第31号、旭川市及び周辺地域における土葬及び宗教的配慮を伴う埋葬制度に関する方針と条例整備についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○菅原委員 判断できます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○高見委員 判断できます。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 判断できます。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 判断できます。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 判断できます。

○笠井委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、陳情第31号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○菅原委員 陳情第31号の旭川市及び周辺地域における土葬及び宗教的配慮を伴う埋葬制度に関する方針と条例整備についてであります。自民党・市民会議といたしましては不採択といたします。

その理由についてであります。我が国では、墓地、埋葬等に関する法律上、土葬そのものは禁止されていませんが、日本の制度や社会状況を見ると、現実には合わない。ちなみに、現在の日本は火葬がほぼ100%であります。土葬に関しては、僅か0.03%しかないという状況にあります。宗教の自由から、特にイスラム教では、土葬が原則で火葬しか選べない状況は、信教の自由と衝突するところではあります。土葬に関して言えば、墓地として許可された場所のみ、あるいは自治体の条例に従う必要があるという条件があること、また、衛生環境のリスクなど問題から、実際にはほぼ不可能に近い現状である。

以上のことから、願意に沿い難く、不採択と判断いたしました。

以上でございます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○高見委員 陳情第31号でありますけれども、本市におきましては、既にこの件に関しては制度化されているため、願意に沿い難く、不採択といたします。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 陳情第31号、旭川市及び周辺地域における土葬及び宗教的配慮を伴う埋葬制度に関する方針と条例整備についての会派の判断についてであります。まず、結論から申し上げますと、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては、不採択と判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げます。

第1に、本市における実態と行政需要についてでございます。本陳情の要旨に鑑み、担当部局に対し近年における土葬に関する相談や、要望の実績などを確認させていただきました。その結果、本市においては、土葬に関する具体的な相談や対応を求められた経過は1件も確認されていないということでございました。陳情の要旨には、外国人住民や宗教的マイノリティーが増えれば、課題が発生する可能性があるとの指摘がございますが、現時点において具体的な需要や支障が生じている状況は認められず、直ちに条例整備の制度化を急ぐべき緊急性は極めて低いと考えているところであります。

第2に、公衆衛生の維持と既存制度との整合性についてでございます。我が国の法律において土葬そのものは禁止されておりましたが、一方で墓地埋葬法が求める公衆衛生の維持という観点から、多くの自治体では火葬を前提とした運用がなされております。土葬の導入に当たっては、水源や土壌環境への影響を防止するための厳格な区域指定や衛生基準の策定が不可欠であり、周辺住民の理解醸成も含め、極めて慎重かつ広範な検討を要する課題でございます。需要がない現段階において、多大な行政コストを投じて制度設計に着手することは、行政運営の効率性の観点からも妥当とは言えません。

第3に、今後の対応についてでございます。私たち会派としましても、宗教的理由による埋葬方法の尊重が多文化共生のまちづくりに資するという理念そのものを否定するものではございません。しかしながら、本件は実態を伴わない中での拙速な制度化を求めるものであり、時期早尚であると判断せざるを得ません。今後は、本市における社会情勢の変化や外国人住民の動向、さらには、

国や他自治体における議論の推移を注視し、将来的に具体的なニーズが表面化した段階で改めて検討していくべき課題であると指摘をしておきたいと思います。

以上の理由から、公明党会派として、陳情第31号につきましては不採択と判断させていただきました。

以上です。

**○笠井委員長** 日本共産党。

**○石川厚子委員** 日本共産党は、陳情第31号、旭川市及び周辺地域における土葬及び宗教的配慮を伴う埋葬制度に関する方針と条件整備について、願意に沿い難いと判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

陳情者は、旭川市の現状として旭川市の市営墓地は火葬許可証の提出を前提としており、土葬は制度上想定されていないとしておりますが、旭川市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第10条3項には、墓穴の深さは、特別の措置が講ぜられているとき又は焼骨が埋葬されているときを除き、2メートル以上とすることと記されており、土葬を否定しておりません。

よって、新たに条例を整備する必要はなく、陳情第31号は採択すべきでない判断いたします。

**○笠井委員長** 旭川市民連合。

**○植木委員** 陳情第31号につきまして、旭川市民連合としまして、願意に沿い難く、不採択いたします。

理由を端的に述べさせていただきます。

墓地埋葬法においては土葬を禁止しておらず、また、旭川市でも制度化して運用をしているところでございます。多文化共生という文脈でいきますと、宗教的な理由ということで、信教の自由ですとか、そういった差別的扱いとなることのないような取扱いが必要であるということは、認識しているところであります。ただ、その一方で多文化共生の文脈だけで、土葬のみを切り出して議論することの整合性の部分、そして、今回の陳情につきまして、旭川市の実態として、現段階としてそのようなまだ段階に至っていないというふうに判断をしているところであります。仮に、将来的にニーズが生じた場合でも、その時点で、また、個別の協議、運用対応によって対処するということが、合理的な現段階での判断であると考えます。現段階での条例整備等は過剰であると考え、現時点での採択は根拠が不十分でもあり時期尚早であると判断し、不採択とさせていただきます。

**○笠井委員長** それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第31号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○笠井委員長** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第31号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○笠井委員長** それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第32号、路線バスにおける精神障害者運賃減額制度についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○菅原委員 判断できます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○高見委員 判断できます。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 判断できます。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 判断できます。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 判断できます。

○笠井委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、陳情第32号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたくと思います。

自民党・市民会議。

○菅原委員 陳情第32号の路線バスにおける精神障害者運賃減額制度についてであります。正直、熟慮に熟慮を重ねてまいりました。当会派の結論といたしましては、陳情は願意妥当であり、本陳情につきましては、採択すべきと判断をさせていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げさせていただきます。

本陳情は、精神障害者の路線バス利用における不公平を是正し、利便性向上を求めるものであります。現在、電気軌道では限定されたICカードが使えない点は、キャッシュレス化が進む社会においては合理的配慮に欠けていること、また、JRや他事業者では同様の割引対応が進んでおり、本市の制度見直しは妥当である。加えて、事業者ごとの取扱いの違いは利用者に混乱を招いている。

以上のことにより、公平性、利便性の観点から、採択すべきと判断させていただきました。

以上でございます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○高見委員 陳情第32号でありますけれども、当会派の判断といたしましては、陳情要旨はいずれも理解できるため、願意妥当と判断いたします。

以上です。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 公明党会派としましても、これまで慎重に検討させていただきました。その結果、陳情第32号、路線バスにおける精神障害者運賃減額制度についてに対しましては、採択するべきという立場から、少々意見を述べさせていただきたいと思っております。

本市では、身体障害者及び知的障害者に対しては、障害者用のICカード、Asaca、Doカードによる運賃割引が認められているところでございますが、精神障害者に限っては、現金払いのみが条件となっているところでございます。令和5年度の利用実績は延べ6万7千726回に上り、多くの精神障害者の方々が日常的にバスを利用していることが示されているというふうに認識をしております。年間6万件を超える決済を全て現金で行わなければならない現状は、利用者だけではなく乗務員にとっても大きな負担となっており、デジタル化の恩恵から精神障害者が除外されてい

る現状は、早急に是正されるべきだというふうに考えております。

令和7年4月1日より、JR全線において精神障害者手帳所持者に対する割引制度が開始されております。国や他の公共交通機関が、身体・知的障害者との格差を解消する方向へ動く中、地域の基幹交通である路線バスにおいてのみ不便な状況が継続することは、市民の公平な権利確保保障の観点からも、適切ではないというふうに考えているところでございます。

さらに、旭川駅前－旭川空港間は、旭川電気軌道とふらのバスの2社が運行しておりますが、ふらのバスは独自に精神障害者割引を導入している一方、旭川電気軌道は、市の補助金ルールに基づき、空港が市外、東神楽町にあることを理由に割引対象外としております。同じ路線、目的地でありながら、乗車するバスによって割引の有無が異なる現状は利用者に大きな混乱を与えており、公共交通の信頼性を損なっているというふうにも考えているところでございます。市の調整により、こうしたねじれを解消することは急務であると考えているところでございます。

システム改修においては、1社当たり約850万円の費用を要するとされているということをお聞きしているところでございますが、担当課においても、令和5年頃に事業者と協議を行うなど、課題認識は明確であるというふうに考えているところであります。陳情者が提案するように前年の利用実績に準じた概算精算方式を検討するなど、事務負担を軽減しつつ、ICカード化を実現する手法を探るべきではないかと思っているところであります。年間870万円規模に達している補助実績を鑑みれば、システム化による中長期的な事務効率化や人件費削減の効果は大きく、前向きな投資として捉えるべきではないでしょうか。

以上のことから、本陳情は極めて妥当なものであり、公明党会派として、採択すべきものと判断させていただきます。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 日本共産党は、陳情第32号、路線バスにおける精神障害者運賃減額制度について、願意妥当と判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

陳情者が述べているように、身体障害者手帳並びに療育手帳所持者は障害者用ICカード利用が認められ半額減額となりますが、精神障害者手帳所持者が半額減額になるには現金払い限定となっております。常に現金を用意しなければならないという手間に加え、周りの方に精神障害者であると知れるのが嫌で、あえてこの制度を利用しない方もいるというふうに伺っております。よって改善すべきと考えます。

また、旭川駅前－旭川空港相互間においても、旭川電気軌道運行便も減額対象とすべきと考えます。

よって、陳情第32号は採決すべきと判断いたします。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 陳情第32号につきまして、旭川市民連合としまして願意妥当であるというふうに判断をいたしました。

端的に理由を申し述べさせていただきます。

同じ障害者の方々への助成補助というこの制度でありながらも、精神障害者手帳所持者に対しては現金払いに限定されているということでありますが、そういった支払い手段において、一方のみ

が制限されている状況は、障害種別による不合理な格差と言わざるを得ず、公平性確保の観点から、是正が必要であると判断しております。令和6年の障害者差別解消法改正により、バス事業者を含む民間事業者にも合理的配慮の提供が努力義務から法的義務として課せられているところ、現金払い限定という制約はこのキャッシュレス化が進む社会において精神障害者に実質的な不利益を与えていると考えております。また、コロナ禍中においても接触リスクという具体的な不利益をこうむってきたという現実があります。

また、JR全線において割引制度が開始されました。国が3障害の同等性を明確に認めたことは、市のバス政策においても同様の方向性が必要であると考えます。

以上の理由から、本陳情につきまして、旭川市民連合として、願意妥当ということで判断をさせていただきます。

以上です。

○**笠井委員長** それでは、採択すべきものとするので全会一致となったことから、陳情第32号につきましては、採択すべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**笠井委員長** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第32号につきましては、採択すべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**笠井委員長** それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第45号、融雪槽設置住宅の減税についてに関わり、本年4月の機構改革に伴う委員会条例の改正により本委員会の所管外となることから、議長に対し付託替えを申し出ることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**笠井委員長** そのように決定し、議長に付託替えを申し出ることといたしますので、本日のところは保留といたします。

次に、陳情第49号、宿泊税制度における税の公平性担保義務及び無届・無許可宿泊営業の排除体制の明確化並びに議会による監視の実施を求めることについてに関わり、本年4月の機構改革に伴う委員会条例の改正により陳情事項2、3及び4が、本委員会の所管外となることから、議長に対し一部付託替えを申し出ることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**笠井委員長** そのように決定し、議長に一部付託替えを申し出ることといたしますので、本日のところは保留といたします。

次に、2、市民生活に関する事項についてを議題といたします。

(1) 物価高騰対応支援給付金支給に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)に対する意見等の募集について及び(2) 旭川市地域自治推進ビジョン改訂版の策定についての以上2件について、理事者から報告願います。

○**樽井市民生活部長** 物価高騰対応支援給付金支給に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)に対する意見等の募集について御報告申し上げます。資料、物価高騰対応支援給付金支給に関する

事務の特定個人情報保護評価書（案）に対する意見等の募集についてを御覧ください。

特定個人情報保護評価とは、マイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報を取り扱うに当たり、その漏えいのリスクとプライバシーへの影響を自治体自らが点検、評価するものでございます。物価高騰対応支援給付金支給事務におきましても、住民基本台帳に登録されている世帯情報や世帯主の公金受取口座情報等を取得するに当たり、一部、マイナンバーを活用しておりますことから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項に基づき特定個人情報保護評価を実施し、その評価書案について、市民の皆様から意見の聴取を行うものでございます。

次に、評価書の構成についてですが、資料7ページからの特定個人情報保護評価書案を御覧ください。8ページの項目一覧を御覧ください。こちらのほうに項目一覧を記載しておりますとおり、基本情報と特定個人情報ファイルの概要、リスク対応などといった構成としております。

今後、寄せられた意見を評価書に反映し専門知識を有する外部機関による第三者点検を受けた上で適宜修正し、国の個人情報保護委員会に提出し公表いたします。なお、意見の募集期間につきましては、令和8年4月24日から令和8年5月25日までとしております。

続きまして、旭川市地域自治推進ビジョン改訂版の策定について御報告申し上げます。本日、資料といたしまして、旭川市地域自治推進ビジョン改訂版を配付させていただいております。

本ビジョンは、平成26年の策定から約10年が経過し、人口減少や少子高齢化、価値観の多様化など社会情勢が大きく変化しており、地域コミュニティにおける担い手不足や負担増加、地域活動におけるデジタル化の遅れなどの課題に対応するため改定を行ったものでございます。本ビジョンの改定に当たりましては、1月の本委員会において、地域活動を担う方の負担軽減や新たな担い手の育成確保、地域で活動する様々な団体との連携、そして、デジタル技術を活用した情報共有や発信の効率化といった視点を持ち、持続可能な地域づくりの実現を目指すものであること、また、改訂案に対するパブリックコメントの実施について御報告させていただきました。

また、2月の本委員会におきましては、パブリックコメントの結果について御報告させていただきました。パブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえ修正し庁内協議を経まして、このたび改訂版として決定したところでございます。今後におきましては、本ビジョンに基づき持続可能な地域づくりの実現に向けた取組を推進してまいります。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**笠井委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○**石川厚子委員** 今、市民生活部より2点報告がありましたが、その中の1点目、物価高騰対応支援給付金支給に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）に対する意見等の募集について何点かお伺いします。

まず、この物価高騰対応支援給付金支給に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）を作成する目的を述べていただきたいと思えます。

○**飯森市民生活部主幹** 特定個人情報保護評価につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項の規定にも基づくものであり、特定の個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講じることで個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止することを目的としております。

○石川厚子委員 今回、市民1人あたりに7千円を支給するというのですが、市が口座情報を把握している世帯については既に支給されていることと思いますし、それ以外の世帯についても申請のほうは始まっていると思います。このパブリックコメント、4月24日、明日からということなのですが、なぜこの時期にパブリックコメントを行うのでしょうか。

○飯森市民生活部主幹 特定個人情報保護評価は原則として特定個人情報ファイルを保有する前に実施する必要がありますが、本給付金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、食料品などの物価高騰による影響を受けている方々が安心して生活できるよう支給することで負担軽減を図ることを目的としており、可能な限り迅速かつ正確な支給を要するものでございまして、この場合、事後評価とすることが可能である旨、国から通知されているところでございます。

○石川厚子委員 事後評価が可能であるということですね。

申請は確か7月末までだというふうに思います。私も夫が世帯主なものですから、夫の免許証と通帳のコピーを同封して申請用紙を送付いたしました。現在、このプッシュ型含めて、どの程度の世帯が申請しているのでしょうか。

○飯森市民生活部主幹 令和8年1月1日現在で旭川市に住民登録がある方を対象としておりまして、対象世帯は17万6千464世帯で、申請世帯数につきましては4月20日現在でございまして、通知による支給確認書等による申請を合わせまして、約15万3千世帯、率にして87%の世帯から申請をいただいているところでございます。

○石川厚子委員 87%の世帯は既に申請されているということですね。4人家族ですと2万8千円になるので、これもっともな数じゃないかなというふうに思います。

申請等には本人確認書類の提出を必須とし、複数の情報を突合せ正確な情報を入手しますとあります。本人確認書類は免許証やマイナンバーカードのコピーだというふうに思いますが、複数の情報というのは何を指すのでしょうか。

○飯森市民生活部主幹 給付金の支給に当たり、申請時に提出された運転免許証、マイナンバーカード等の本人確認書類と住民基本台帳上の住所、氏名、生年月日等を照合し、個人を特定しているところでございます。

○石川厚子委員 免許証やマイナンバーカードと住民基本台帳を突合しているということですね。

管理者権限を与えられた者以外は情報の複製を行えない仕組みというふうにあります。逆に、管理者権限を与えられた者は情報の複製を行えるということなのではないでしょうか。複製した情報は何に使うのでしょうか。

○飯森市民生活部主幹 管理者権限を与えられていない者は、システム上給付金の支給事務に必要な情報にアクセスできないよう制限しております。一方、管理者権限を与えられている者がシステムから複製した情報につきましては、給付金支給に係るリストの作成に使用しているところでございます。

○石川厚子委員 管理者権限を与えられている者は給付金支給に係るリストを作成しているということなのですが、ちょっと1点確認したいんですが、管理者権限を与えられている者というのは、市の職員という理解でよろしいのでしょうか。

○飯森市民生活部主幹 管理者権限を与えられている者につきましては会計年度任用職員を含む本市の正職員、それから、システムを担当している委託事業者の一部が管理権限を有しているという

形になります。

**○石川厚子委員** 会計年度任用職員とあと委託業者の一部も含まれるということが分かりました。

今回、30万人以上の全市民にかかる特定個人情報を取り扱うことになるわけなんです、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させる、このように宣言しておりますが、個人情報が漏えいする可能性、そういったものはゼロではないのではないのでしょうか。いかがお考えでしょう。

**○飯森市民生活部主幹** 特定個人情報保護評価は、マイナンバーをその内容に含む特定個人情報を取り扱う際に、情報漏えいのリスク等、プライバシーへの影響を自ら点検評価するためのものであり、この評価書に基づきリスク対策を行うことで適正な取扱いを確保し、個人情報漏えい等の事態発生を抑止することを目指しております。個人情報漏えいを完全にゼロにすることは難しいと認識しておりますが、情報の取扱いに関する厳格な管理体制と情報セキュリティ対策を講じることで、その可能性を最小限に抑えることが重要であると考えております。

**○石川厚子委員** 今、個人情報の漏えいを完全にゼロにすることは難しいという答弁でしたけれども、限りなくゼロにしていきたいということを指摘いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

**○笠井委員長** 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

**○笠井委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては退席していただいて結構です。

次に、3、福祉に関する事項についてを議題といたします。

(1) 第5次旭川市障がい者計画の策定について、理事者から報告願います。

**○川邊福祉安心部長** 第5次旭川市障がい者計画の策定と意見提出手続の結果について、あらかじめ配付いたしました資料に沿って御説明申し上げます。

本計画につきましては、昨年11月の常任委員会で計画概要と意見提出手続の実施を御報告したところではありますが、資料にございますとおり、個人7人から8件の御意見が寄せられ、このたび附属機関の審議を経た上で、策定を終えました。いただいた意見の内容ではありますが、サービス利用料について収入による格差なく支援を行うべきである、障害のある方への理解の促進に力を入れるべきである、移動支援を円滑に利用できるよう重点的に取り組むべきであるなど、いずれも既に計画素案に盛り込まれた考え方であり、素案の記載内容に変更を伴うようなものではないことを附属機関において確認をさせていただきました。このため、いただいた御意見につきましては今後の施策の参考とさせていただきたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

**○笠井委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○笠井委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、保健衛生及び病院事業に関する事項についてを議題といたします。

(1) 第2次スマートウエルネスあさひかわプランの策定について及び(2) 旭川市新型インフ

ルエンザ等対策行動計画の改定についての以上2件について、理事者から報告願います。

**○山口健幸保健部長** 第2次スマートウエルネスあさひかわプラン及び旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画の2つの計画について、御報告を申し上げます。資料は、それぞれに意見提出手続の結果について、概要版、プラン計画本体の3点の構成となっております。それぞれの概要版及び計画本体につきましては、議会事務局を通じ既に配付させていただいているところではありますが、再度資料として配付しております。

初めに、第2次スマートウエルネスあさひかわプランから御説明いたします。資料の第2次スマートウエルネスあさひかわプランに対する意見提出の手続の結果等について御覧ください。プラン案に対するパブリックコメントについてであります。令和7年12月24日から令和8年1月30日までの間、意見募集を行った結果、4人と1団体から5件の御意見をいただいております。意見の概要といたしましては、プランの取組に対する意見が3件、賛同意見が2件となっており、このいただいた御意見を基に記述内容の一部を修正するとともに、今後のプラン推進に当たっての参考とさせていただくこととしております。また、策定に当たり、本市の市政アドバイザーである宇都宮啓氏にプランの構成や掲載内容について専門的見地から御助言をいただき、プランに反映させていただいているところでございます。

次にプランの概要でございますが、資料のプランの概要版を御覧ください。誰もが健やかに生き生きと暮らし、幸せを感じることができるまちを目指す姿とし、これまで取り組んできた歩くことをきっかけとした健康づくりを踏まえ、本プランでは副題をつながる、ひろがる健幸づくりとしております。外に出かけて活動を増やし活動範囲を広げることで健康になれるだけではなく、人とのつながりを創出し、生きがいや心の豊かさが生まれることを目指し、あさひかわ健幸アプリを主要なツールとして活用して取組を進めてまいります。なお、計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間としているところでございます。

次に、旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画について御説明をいたします。資料の旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画に対する意見提出手続の結果についてを御覧ください。計画案に対するパブリックコメントについてであります。先ほど御説明したプラン同様、令和7年12月24日から令和8年1月30日までの間、パブリックコメントを実施し、1団体を含む3人の方から、新型インフルエンザ等対策における食生活の啓発に関する御意見などをいただき、この御意見を基に計画案の修正等を行ったところであります。

次に、計画の概要でございますが、資料の計画の概要版を御覧ください。本計画は、感染症危機に対応するための平時の備えや感染症発生時の対策の内容を示すものとして平成28年度に策定しておりましたが、このたび、新型コロナウイルス感染症対応における課題等を踏まえ、国及び北海道の改定に続き、本市の行動計画を全面改定したものであります。これまでの6つの対策項目から13項目に拡充となったほか、各項目を準備期、初動期、対応期に分け、各時期に応じた対応を設定しているところでございます。さらに、本市の住民接種体制の構築を図るため、本計画の巻末に住民接種ガイドラインを加える構成とすることで、一体的な運用を行うこととしております。

今後は、本計画の取組状況を評価しながら、国及び北海道の動きを踏まえ必要な見直しを行い、効果的な計画の推進に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、5、その他の(1)令和7年度市民と議会の意見交換会から得られた課題についてを議題といたします。

令和7年11月27日に開催した市民と議会の意見交換会において得られた課題について、広聴広報委員会委員長から各常任委員会委員長に対し、配信しております、令和7年度市民と議会の意見交換会から得られた課題の整理についてのおり引継ぎがございました。もう個人で取り組まれている方というのも、お声を聞いておりますが、今後も委員会において検討してまいりたいと考えますが、そのとおり扱うということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、そのとおり扱うことといたします。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前10時52分